

江戸川区低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項の規定に基づき、江戸川区が発注する工事請負契約の入札において、工事の品質確保、不良不適格業者の排除等に資するため、当該工事請負契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かの調査(以下「低入札価格調査」という。)を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 低入札価格調査の対象は、次に掲げる工事請負契約とする。

消費税相当額を含む予定価格が1億5,000万円以上の工事請負契約

江戸川区施工能力審査型総合評価方式の取扱要綱(平成20年5月1日施行)による施工能力審査型総合評価方式を適用する工事請負契約(前号の工事請負契約を除く。)

江戸川区社会的要請型総合評価一般競争入札実施要綱(平成22年9月22日施行)による社会的要請型総合評価一般競争入札方式を適用する工事請負契約(第1号の工事請負契約を除く。)

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、予定価格(消費税相当額を除く。以下同じ。)の10分の9.2から10分の7.5まで(解体工事については10分の8から10分の6.5まで)の範囲内において、当該工事の予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して、発注する工事ごとに適正に定める額とする。

2 前項の規定により、調査基準価格を定めた場合は、江戸川区契約事務規則(昭和39年3月江戸川区規則第3号。以下「規則」という。)第18号に規定する予定価格調書に調査基準価格を併せて記載し、開札場所に置かなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規則第2条第8号に定める電子入札案件にあつては、調査基準価格を規則同条第7号に定める電子入札システムに登録することをもって、同項の規定による予定価格調書を封かんして開札場所に置くことに代えることができる。

(落札の保留)

第4条 契約担当者(規則第2条第3号に定める契約担当者をいう。以下同じ。)は、開札の結果、調査基準価格を下回る価格で入札があつた場合(第2条第2号及び第3号に規定する契約にあつては、最も高い評価値のときに限る。)は、入札者に対して落札の決定を保留する旨の宣言をするとともに、落札者を後

日決定する旨を通知し、入札を終了する。

(工事主管課長への連絡及び協力依頼)

第5条 契約担当者は、前条の規定により落札の決定を保留したときは、直ちに工事を主管する課長へ連絡し、次条に規定する調査の実施について協力を依頼する。

(調査の実施)

第6条 契約担当者は、第4条の規定により落札の決定を保留したときは、最低の価格をもって入札した者(前条第2号及び第3号に規定する契約にあっては最も高い評価値によって落札者となるべき者)以下「調査対象者」という。)に対して、次に掲げる事項について、当該調査対象者からの事情聴取、関係機関への照会等必要な調査を実施する。この場合において、当該調査対象者が正当な理由なく当該調査に応じないときは、失格とする。

その価格により入札した理由

入札価格の内訳書

契約対象工事付近における手持ち工事の状況

契約対象工事に関連する手持ち工事の状況

契約対象工事箇所及び調査対象者の事業所、倉庫等との関連

手持ち資材の状況

資材納入予定業者及び調査対象者との関係

手持ち機械数の状況

労働者の具体的な供給の見通し

過去に施工した公共工事の名称、発注者及び履行状況

第一次下請の予定業者及び予定下請金額

経営内容

経営状況

建設業法(昭和24年法律第100号)違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況その他の信用状況

前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(江戸川区低入札価格審査委員会)

第7条 低入札価格調査を適正に行うため、江戸川区低入札価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、江戸川区工事請負指名業者選定委員会要綱(昭和50年4月1日施行)で定める江戸川区工事請負指名業者選定委員会が兼ねるものとする。

(委員会への付議)

第8条 契約担当者は、第6条に規定する調査が終了した場合は、調査対象者の入札価格で当該工事請負契約の内容に適合した履行がなされるか審査するた

め、委員会に付議する。

(委員会の審査結果に基づく落札者の決定等)

第9条 契約担当者は、委員会の審査の結果、当該調査対象者の入札価格で工事請負契約の内容に適合した履行がなされると認めて当該調査対象者を落札者とした場合は、当該落札者及び入札者(以下「落札者等」という。)にその旨を通知する。

2 契約担当者は、委員会の審査の結果、当該調査対象者の入札価格では工事請負契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めて当該調査対象者を落札者としない場合は、当該調査対象者及び入札者にその旨を通知する。

3 契約担当者は、前項の規定により当該調査対象者を落札者としない場合は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める者(以下「次順位者」とする。)を落札者とし、落札者等にその旨を通知する。ただし、次順位者がいないときは、この限りでない。

第2条第1号に規定する契約 当該調査対象者以外の者のうち、予定価格以下の最低の価格をもって入札した者

第2条第2号及び第3号に規定する契約 予定価格以下の価格で入札した者のうち、当該調査対象者の次に評価値が高い者

4 前項の場合において、次順位者が調査基準価格を下回る価格で入札した者であるときは、契約担当者は当該次順位者について低入札価格調査を実施するものとし、以下落札者決定に至るまで順次同様とする。

(結果の公表)

第10条 契約担当者は、前条の規定により落札者を決定した場合は、その結果を公表する。

(監督及び検査の強化)

第11条 契約担当者は、第9条の規定により落札者を決定した場合は、当該落札者の適正な履行の確保を図るため、当該工事の主管課等と十分に協議し、施工に当たっての監督及び検査体制等の強化に努める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、施行日以後に入札の公告又は初度の公表を行う工事請負契約について適用する。